様式第10の３（第21条第２項関係）

特定系統設置交付金算定のための届出書

年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　殿

届出者　住　所　（〒　　－　　）

（ふりがな）
名　称

（法人番号：　　）
（ふりがな）
代表者　氏　名

電話番号（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第28条の２第２項において準用する第28条第３項の規定により、次のとおり系統電気工作物の設置に要する費用の額を届け出ます。

届　出　内　容		備　考
１．特定系統設置交付金の交付を受けようとする再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する変電用又は送電用の電気工作物の名称		
２．当該電気工作物の設置箇所		
３．当該電気工作物の工事開始日		
４．当該電気工作物の使用開始日		
５．当該電気工作物の設置に要する費用のうち当該年度に要する費用の額及び費用項目ごとの内訳		

（注）費用項目ごとの内訳には、支払利息、債務保証料及び損害保険料並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第22条第２項第２号に規定する額を記載する。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。必要に応じて、詳細資料を添付すること。

様式第１５（第３５条関係）

表

__年__月__日発行第____号（__年__月__日まで有効）

職　名	氏　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第５２条第１項の規定による立入検査証

（発　行　権　者）

裏

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法抜粋

第五十二条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　（略）

３　（略）

４　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

６　（略）

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　（略）

四　第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。